

暫定サービス利用希望確認書

暫定サービス利用希望のご利用者様について、下記の通り
中央区北部地域包括支援センター
中央区地域包括支援センター
で確認しました。

○ご利用者様情報

被 保 険 者 氏 名	
被 保 険 者 番 号	
生 年 月 日	
住 所	

○ 暫定サービス計画作成担当の情報

事 業 所 名	
担 当 者 名	

○介護保険申請日 令和 年 月 日

○サービス計画作成依頼届出日 令和 年 月 日

○サービス利用開始予定日 令和 年 月 日

○サービスの種類

注)区役所 介護保険係には、必ず
居宅介護支援事業所の旨の届
を提出してください。
入院中に新規申請をされる場合は
別途ご相談ください。

受 領 印

認定結果が出たら、要支援・要介護に関わらず、ご利用者がお住まいの圏域の地域包括支援センターにお知らせ下さい。要支援認定の場合は、「暫定サービス利用希望確認書」と引き換えに、「介護予防支援業務に係る一部委託事業者通知書」と、「介護予防支援業務に係る一部委託事業者の証」をお渡しします。

中央区地域包括支援センター（担当：松尾）

中央区北部地域包括支援センター（担当：原田）